

平成 28 年度事務事業評価表 (一般用)

事務事業名		060203 生活保護受給者に対する就労支援事業		担当部課	部課コード	060200	2998-9201	
事業コード		060203		生活福祉課				
開始年度		平成 19 年度		終了年度	年度			
事業の種類別		自治事務		法定受託事務	法定受託 + 附加			
分野別計画・指針				根拠法令				
関連・類似事業				生活保護法・生活困窮者自立支援法				
総合計画の体系		章	健康・福祉	節	社会保障	基本方針	低所得者世帯への支援を行います	
事業開始の背景		生活保護法にかかる国の補助事業の一つ。本市においては、国、県と同じく生活保護世帯の増加傾向が続く中で、自立に向けた施策が急務となっていることや義務的経費である扶助費が増大していることも踏まえ、自立助長の一環として就労に向けての支援策を図る必要性が生じている。平成27年度より、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費(住まい対策関係)補助金から生活困窮者自立支援負担金へ予算の組み換えがなされている。						
目的(どのような効果を目指して実施しているのか、具体的に)								
生活保護法が目的とする自立助長を促進するため、生活保護受給者に対する就労支援策として専門的知識及び資格を有する者に就労業務を行わせるもので、就労阻害要因がないにもかかわらず就労に結びつかない方、また、稼働年齢で精神上等の理由により社会的に自立できない方等を対象に支援する。								
対象(誰を、何を対象としているのか)		15歳から64歳までの稼働能力がある生活保護受給者		対象数	単位	平成 26 年度	129 人	
						平成 27 年度	115 人	
事業の具体的な内容及び実施方法								
カウンセラー1(就労阻害要因がなく就労に結びつかない方等) 対象者抽出 個別面談によるカウンセリング ハローワークへの同行・面施 就労定着指導等 カウンセラー2(精神上等の理由により社会的自立に欠ける方、および家庭訪問による就労支援が必要な方) 対象者抽出 家庭訪問による個別面談カウンセリング 個人の現状把握と心理面のフォローアップ 外出機会の設定 カウンセラー1への引き継ぎ								
会計種別		一般会計		平成 26 年度 (千円)	平成 27 年度 (千円)	平成 28 年度 (千円)		
予算現額				4,658	4,778	4,835		
決算(見込み含む)				4,649	4,645			
(非常勤特別職員) (臨時的任用職員)		(2.00 人)	(0.00 人)	(2.00 人)	(0.00 人)	「財源内訳」について平成28年度のみ、当初予算の内訳となっています。		
正規職員人件費		4.67 人	40,727	4.67 人	40,442			
事業費合計				45,376	45,087			
財源内訳		一般財源		40,733	41,117	4,835		
		国・県支出金		4,643	3,970			
		その他()		0	0			
実績		項目名	項目説明	単位	H 26	H 27	H28見込み	将来目標
活動実績		就労支援利用者数	就労支援利用者数A	人	129	115	120	
		就労を開始した者	就労開始者数B	人	16	10	12	
		就労収入が増えた者	就労収入増加者C	人	7	4		
成果		項目名	項目説明	単位	H 26	H 27	H28目標値	将来目標
成果指標		就労支援収入成果	(就労開始者B + 就労収入増加者C) ÷ 就労支援利用者数A	%	目標値	50	50	50
					実績	18	12	<input checked="" type="checkbox"/> 「実績」拡大図 <input type="checkbox"/> 「実績」縮小図
目標達成状況		どれだけ目標に近づいているかを達成率として示しています		%	達成率	36	24	どちらかをチェックしてください
(1)平成27年度中に改善した点(改善内容・その結果について記載してください)				(2)平成27年度成果指標の目標値が未達成の理由・分析				
精神上の理由により自立が困難であった利用者に対し、就労支援を中心とした個別面談(カウンセリング)を行った結果、1名が就労を開始し、1名が就労収入増加により自立(保護廃止)となった。				就労や求職活動の経験が不足している利用者が少なく、求職活動を行ってもすぐには就職に至らない場合があるため。				
評価		<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 終了	事業実施方法(複数選択可) <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> その他	理由	他機関との連携により、さらに充実した支援をしていく必要があるため。			
		次年度予算	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	理由	自立のための支援策としての必要性が高く、継続して実施していく必要があるため。			
(1)平成28年度に取り組んでいる状況				(2)今後の方向性				
就労支援員は、市役所内で利用者との個別面談(カウンセリング)を行っている。そのほか生活保護現業員(ケースワーカー)とともに利用者宅を訪問し、また利用者がハローワークや求職先に向く際同行するなどして、市役所外でも支援を行っている。				経済不況に伴う生活保護世帯の急激な増加はなくなってきたものの、低賃金労働等により生活保護となる世帯は増加傾向にある。このため、自立のための支援策としての必要性は高く、継続して実施していく必要がある。今後も、他機関との連携を図りながら、さらに充実した支援を行っていく。				
評価日		H28.8.19		評価者職氏名		生活福祉課長 荻野 亨		
環境影響	有益な環境影響			有害な環境影響を及ぼす原因活動	家庭訪問による就労支援	規制を受ける環境法令等	無	
						緊急事態	無	